

町内での新型コロナウイルス 感染症患者の発生

町内での新型コロナウイルス感染症患者およびクラスターの発生に関して、町民の皆様におかれましては、不安を抱く方もいらっしゃると思いますが、あわてることなく、**手洗い**や**咳エチケットの徹底**、**マスクの着用**、「**3密**」の回避などの**基本的な感染防止対策**に取り組まれますよう、お願いいたします。

また、市中感染を防止するため、**集中対策期間**であります**2月15日(月)まで、町主催（共催）のイベント・行事などについては、感染リスクを回避できない場合、中止または延期**にすることをいたします。

町民の皆様には、日常生活や経済活動の面で、何かとご不便をお掛けすることとなりますが、何より町民の皆様のご健康と、安全・安心な暮らしを最優先に考え、町を挙げて、**新型コロナウイルス感染収束に向けた対策**を講じてまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

町新型コロナウイルス感染症対策本部長
町長 佐々木 学

対策 新型コロナウイルス感染症対策

①社会的距離の確保（ソーシャルディスタンス）

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける。

②「3つの密」の回避

新型コロナウイルス感染症の集団発生防止のため「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」の「3つの密」を回避する。

③基本的な感染症対策の実施

検温や風邪症状の確認、こまめな手洗いや換気、咳エチケットの徹底、十分な睡眠や適度な運動、バランスの取れた食事を心掛けるなど、基本的な感染症対策を行う。

【問い合わせ】 町総務課新型コロナウイルス対策室 ☎ 76-7065



いまは、
きよりとって



手を洗おう



3つの「密」をさけよう



毎朝、体調チェック

なくそうコロナ差別

- 感染された方やご家族、職場の知人などに対する誹謗中傷や嫌がらせ、不当な扱いなどの差別的な対応をされないようお願いします。
- 憶測やデマを拡散せず、正確な情報に基づいて、人権に配慮した冷静な行動をとってください。

支援 栗山町特別家賃支援給付金の申請期限を 令和3年2月15日(月)まで延長します

町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げの減少に直面する事業者の皆さんを支えるため、国の家賃支援給付金に上乘せする形で、町独自の特別家賃支援給付金を支給しています。

当初、令和3年2月1日を申請期限としていましたが、今般、国の家賃支援給付金の申請期限が令和3年2月15日まで延長されたことに伴い、町の特別家賃支援給付金の申請期限も2月15日まで延長します。

2月1日以降の申請となる場合は、申請書類の準備が困難なことについて「簡単な理由」を記載した理由書を作成し、申請時に添付してください。申請は2月15日の申請期限までに行ってください。※理由書の様式は町ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

【申請受付期限】 2月15日(月)まで

【問い合わせ】 町ブランド推進課企業・労働グループ ☎ 73-7516

支援 栗山町中小企業等特別給付金の申請期限を 令和3年2月15日(月)まで延長します

新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが前年同月比で50%以上減少している事業者に対し、国の支援策として、「持続化給付金」が支給されています。売り上げの減少が前年同月比20%以上50%未満で、国の持続化給付金の支給対象とならない事業者に対し、町が一律10万円を支給しています。

当初、令和3年1月15日を申請期限としていましたが、今般、国の持続化給付金の申請期限が令和3年2月15日まで延長されたことに伴い、町の中小企業等特別給付金の申請期限も2月15日まで延長します。

なお、申請期限延長の対象は、以下の①～③のいずれかを満たす事業者です。

- ①「2020新規創業特例の申請に必要な収入等申立書」を申請に用いる場合
- ②「寄付金等を主な収入源とするNPO法人であることの事前確認書」を申請に用いる場合
- ③その他に申請期限に間に合わない事情がある場合

【申請受付期限】 2月15日(月)まで

【問い合わせ】 町ブランド推進課企業・労働グループ ☎ 73-7516

告知 新型コロナウイルスワクチンの接種（予定）

新型コロナウイルスワクチン接種の実施につきましては、世界各国でワクチン開発が進められており、国において必要なワクチンが確保でき次第、順次接種していくこととなる見込みです。

当面、確保できるワクチンの量に限りがあることから、優先順位を定め接種が行われる予定となっています。

現時点のワクチン接種のスケジュールは以下のとおりです。

①ワクチン接種券（クーポン券）の発送

- ・3月中旬以降 65歳以上の方
- ・4月中旬以降 65歳未満の方

②ワクチン接種時期

- ・3月下旬以降 65歳以上の方
- ・4月下旬以降 65歳未満の方で基礎疾患を有する方
- ・5月下旬以降 65歳未満の方

※接種場所や接種の開始日などの詳細は3月町広報でお知らせします。

【問い合わせ】 町総務課新型コロナウイルス対策室 ☎ 76-7065